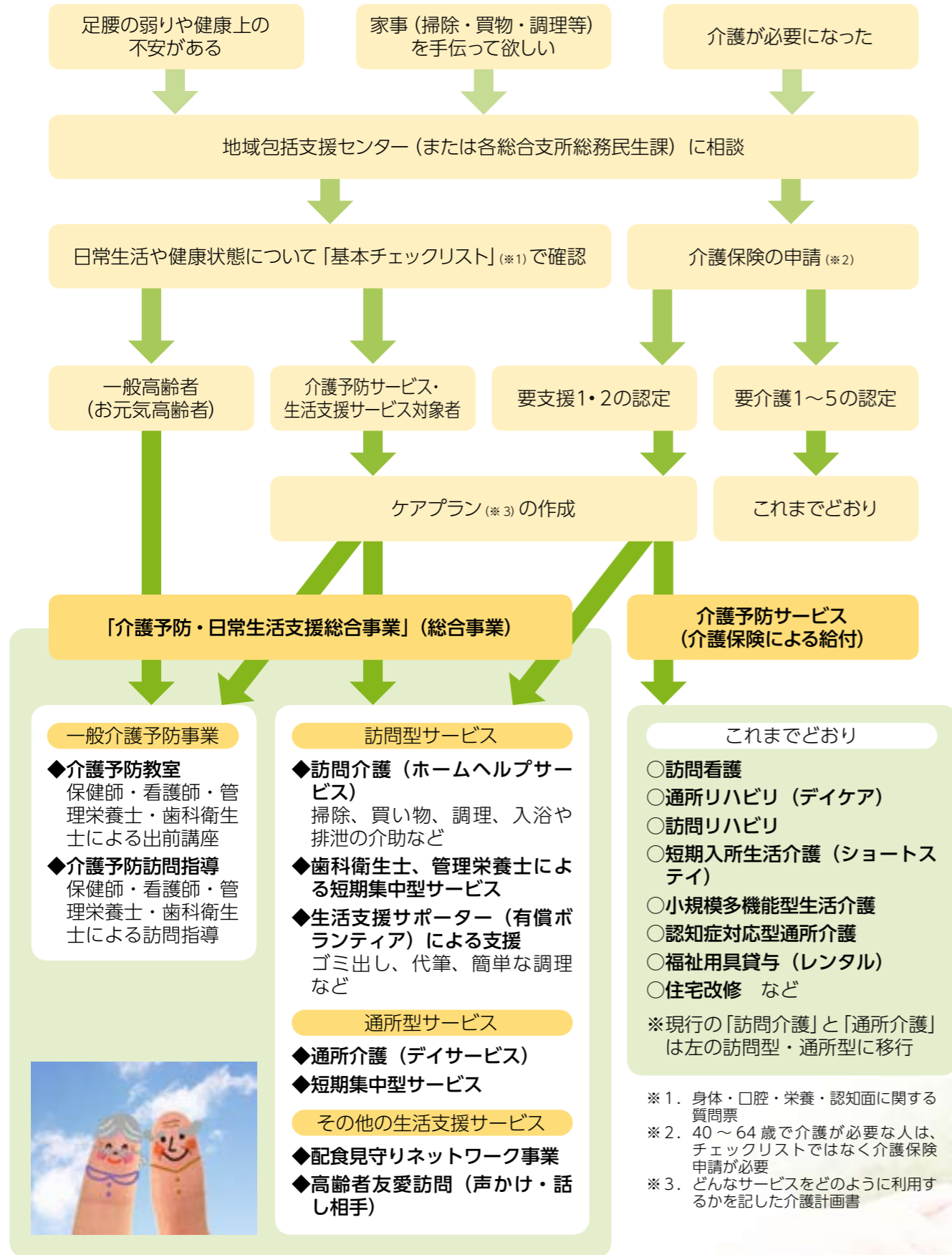


サービスの利用の流れ



介護保険サービスが新しく変わります

介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました

問い合わせ先 高齢支援課 地域包括支援係 地域包括支援センター
☎ 0968(25)7216

介護保険法の改正により、4月から新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」）が始まりました。

現在、介護保険で要支援1・2の認定を受けている人の訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）が、市の総合事業に移行します。

要介護状態になることを防ぐための介護予防事業や、配食サービス、安否確認のための声かけ、住民参加の軽度生活支援サービスなども、総合事業として行うこととなります。

一人一人の生活の様子や身体状況などに合わせたサービスを柔軟に組み合わせることで、できるだけ介護を必要としない暮らしの継続を支援します。

なお、要介護認定（要介護1～5）を受けている人は、これまでどおり介護サービスを利用できます。

ポイント 1

サービスの組み合わせができる

一人一人の生活の様子や身体状況などに合わせたサービスを柔軟に組み合わせることができます。細やかな希望に応える新しいサービスもできました。

ポイント 2

申請からサービス利用までの期間が短縮

総合事業のみを利用する場合は、介護保険サービスに比べ、短い期間で利用できるようになります。

ポイント 3

すでに認定を受けている人は、更新時期から

現在、要支援1または要支援2の認定を受けていて、訪問介護と通所介護を利用している人の総合事業への切り替えは、4月1日以降の更新時期となります。

これまで

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1・2）

福祉用具貸与、訪問看護、通所リハビリテーション など

訪問介護（ホームヘルプサービス）
通所介護（デイサービス）

4月1日から

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1・2）

総合事業（要支援1・2、総合事業対象者）
訪問型サービス
通所型サービス

問い合わせ・相談は、菊池市地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんに関する相談窓口です。皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすための支援を行います。気軽にご相談ください。